
PCB特措法の改正を踏まえた 政省令改正の検討状況

令和8年8月18日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

- ① 低濃度PCB使用製品の管理基準
- ② 電気事業法の定めるところによるとする
低濃度PCB使用電気工作物
- ③ 低濃度PCB廃棄物の処分期間
- ④ 高濃度PCB廃棄物の処分期間
- ⑤ 新法に基づく届出方法等

主な政省令規定事項について（１）

①低濃度PCB使用製品の管理基準（施行令）

本検討会において、PCB廃棄物の保管基準や特別管理廃棄物の管理基準も参考に、PCBの飛散・漏洩等がないような管理が必要としていたところ、具体的な管理基準案は以下のとおり検討している。

管理基準（案）

低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の構造又は使用、維持若しくは修繕の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に点検を行うこと、又は低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルが飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防ぐのに必要な措置を講じること。

②電気事業法の定めるところによる低濃度PCB使用電気工作物（施行令）

「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」については、改正PCB特措法ではなく電気事業法の定めるところによるものとしており、具体的には、経済産業省告示においてポリ塩化ビフェニル含有電気工作物として届出を求めている、以下の12品目を当該電気工作物として検討している。

低濃度ポリ塩化ビフェニル 使用電気工作物（案）

一 変圧器	七 整流器
二 電力用コンデンサー	八 開閉器
三 計器用変成器	九 遮断器
四 リアクトル	十 中性点抵抗器
五 放電コイル	十一 避雷器
六 電圧調整器	十二 OFケーブル

主な政省令規定事項について（２）



③低濃度PCB廃棄物の処分期間（施行令）

改正法において、低濃度PCB廃棄物の処分期間は製品の使用終了日または当該廃棄物の判明日から、「五年を超えない範囲において政令で定める期間」としており、改正政令において、「**五年**」と規定することで検討している。

④高濃度PCB廃棄物の処分期間（施行令）

改正法において、高濃度PCB廃棄物の処分期間はその判明日から「五年を超えない範囲において政令で定める期間」としており、改正政令において、「**五年**」と規定することで検討している。

⑤新法に基づく届出方法等（施行規則）

新しい届出制度においては、その届出様式も改め、前回の検討委員会でお示したとおり、以下の３つの段階で各様式を用いることで検討している。なお、様式３号をもって移動・承継等がなされたPCB廃棄物についても、移動・承継後も同様の管理番号で管理を行うことによりトレーサビリティを確保する。

【参考資料○ 様式１号：使用中】 使用中のPCB含有製品を届け出るもの。

【参考資料○ 様式２号：保管中】 様式１で届け出た製品のうち、使用を終えPCB廃棄物としての保管を開始したものを届け出るもの / 判明したPCB廃棄物について届け出るもの。

【参考資料○ 様式３号：処分完了等】 様式２で届け出たPCB廃棄物のうち、処分を完了したものについて届け出るもの / 様式１や様式２で届け出たもののうち、移動・継承等によって、その使用や保管を終えたもの（他事業者・他事業所での使用・保管を行うことになったもの）について届け出るもの。

今後のスケジュールについて



今回ご議論いただいた内容も踏まえて政省令の検討を進め、年内を目途に改正政省令の公布を行う。

令和8年8月18日	第40回検討委員会
令和8年12月頃	政省令の改正・公布
令和9年3月頃	第41回検討委員会
令和9年4月1日	施行

(参考：前回資料) 保管中のPCB廃棄物の保管基準

廃棄物処理法第12条の2 - 2

■事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（特別管理産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物処理法第12条の2 - 8

■その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

省令第八条の十三

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲いが設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

イ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨

ロ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

二 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から**特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しない**ように次に掲げる措置を講ずること。

イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

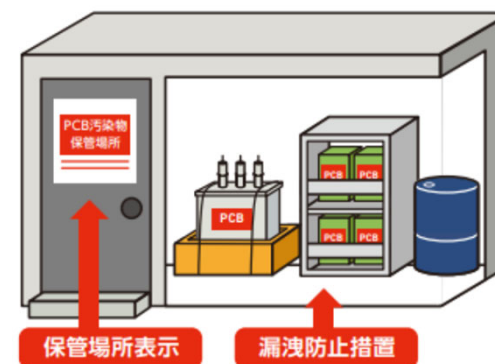
五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が**高温にさらされない**ために必要な措置

ロ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置



(参考) 電気事業法に規定するPCB含有電気工作物について



● 電気関係報告規則

第一条

十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

● 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限（平成28年経済産業省告示第237号）

（電気工作物）

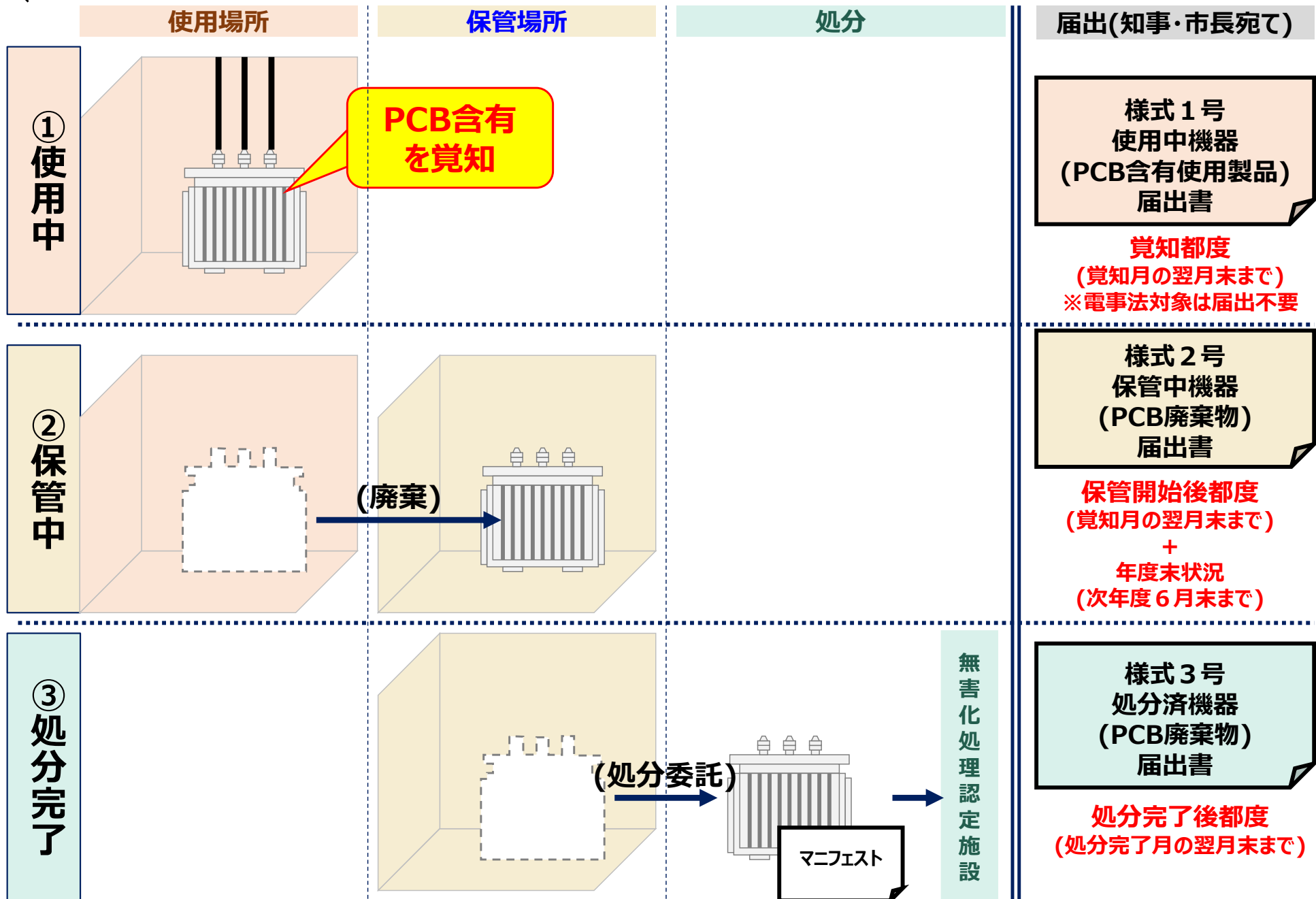
第一条

電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。） ※
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル

※ただし、「第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器」については、電気関係報告規則第2条において、報告書の提出が求められている。

(参考：前回資料) 新しい届出制度・届出様式の概要



(参考：前回資料) 新しい届出制度・届出様式の概要

- 倉庫等に残置されていたPCB廃棄物を覚知した場合は使用中の届出は不要、保管中の様式から届け出ることとなる。

